

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 89 号

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(条例第3条第4項に規定する宿泊サービス従業者をいう。以下同じ。)」を削り、同項第3号中「(条例第8条に規定する運営規程をいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第6号中「(条例第3条第1項に規定する利用者をいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第3号中「(条例第3条第3項に規定する指定居宅介護支援事業者等をいう。)」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)